

伊達市が新サービス

公共施設利用 100円で1ポイントたまるカード

【伊達】市は、地方創生事業として、社会体育関連の公共施設などで使えるポイントカードサービスを、3月15日から始める。施設利用で支払う100円ごとに1ポイントを付与し、1ポイントは1円に換算して施設で利用できる。施設の相互利用を促し、健康増進や利用客の確保を狙った道内でも珍しい取り組みで、3月1日からカードの利用申し込みを受け付ける。

（文基祐）

名称は「伊達まちカード」で6千枚作製。ポイントカード発行会社サイモンズ（東京）のシステムを活用し、市や観光協会がつくる市ポイントカード運営協議会（事務局・市商工観光課）が運営する。市は総合戦略で健康増進と経済循環の運動を旨指しており、ポイントカードを採用した。カード利用施設は総合体育館、温水プール・トレーニング室、保健センターに道の駅の観光物産館も加えた。

各施設ごとにポイント付加や利用方法を設定した。保健センターではがん検診や特定健診の受診に付く。双方を受診するなど一定の条件を満たすと500ポイントが付くサービスもある。物産館は100円の買い物ごとに1ポイント。体育館と温水プールは当面、個人利用のみが対象で、利用料の10円の位を四捨五入して計算する。例えば利用料1200円の場合、1000円と見なし1



ポイントカード「伊達まちカード」。赤が伊達市民用、緑が市外の利用者用

体育館、物産館など 3月15日から提供

伊達市のポイントカードの仕組み

対象施設	たまるポイント(P)	使用方法
観光物産館	100円で1P	ポイント交換機で換券
総合体育館 温水プール・トレーニング室	約100円で1P (10円単位は四捨五入して計算)	施設利用料分のPをためて窓口で申請
保健センター	1種類で20P 10P (受診は年1回)	保健センター以外の3施設で使える

ポイントになる。

一方、ポイントの使い方は、物産館は100ポイント単位。総合体育館と温水プールは料金相当分のポイントがたまれば利用できる。また、保健センターではポイントは使えない。ポイントの有効期限は、付加された日から翌年の12月末まで。

市は、ポイントカードを紹介するホームページを開設した上で3月1日から各施設窓口で受け付けを始める。市内外の居住や年齢を問わず誰でも無料でカードを申し込み、利用可能。市商工観光課は「市内外からの施設利用者や買い物客を囲い込み、新規開拓にも生かしたい」と話している。